

介護ロボット等の導入経費を

助成します！

　１　補助対象機器等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 分類 | 対象となる機器の例 | 補助要件 |
| 見守り支援 | 離床センサーやカメラシステム等の見守り支援機器 | 補助対象年度に、40歳以上の中高齢者、または外国人を介護職員として新たに２名以上を３か月以上雇用した場合 |
| 排泄支援 | 排泄予知器、自動ラップ式ポータブルトイレ |
| 介護業務支援 | インカム、タブレット、非接触体温測定器、業務管理ソフト（ケア記録等）　など |
| ポータブル翻訳機 |  | 補助対象年度に、外国人を介護職員として新たに２名以上~~を３か月以上~~雇用することを決定した場合 |

　　　　　　　　　　　　※雇用条件は、１日４時間以上かつ月32時間以上の勤務



２　交付決定予定数　**40施設**

３　補助金額　**45万円**（上限50万円の９／１０を補助）

４　交付までの流れ（まずは事前にご相談ください）

**申請→交付決定→ロボット購入・実績報告→確定通知交付※→補助金支払**

**※実績報告提出時に２名以上３か月以上の雇用の要件について確認します。**

**※交付決定前に購入したロボットは、補助の対象になりません。**

５　申請方法

補助金の詳細・申請用紙は、横浜市 健康福祉局 介護人材関連情報 に掲載

されていますので、ダウンロードし、記入押印し、必要書類を添付して郵送

してください。

※URL 　http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/zinzaikakuho

　　　 「横浜市 健康福祉局 介護人材関連情報」で検索してください。

６　申請期間　令和５年５月～令和５年12月22日必着

　　　　　　　　 ※期間内に予算の上限に達した場合にはその時点で締め切ります。

　■よくある質問

|  |  |
| --- | --- |
| 対象機器とは？ | 次のア又はイのいずれかを満たし、かつウの要件を満たすものをいいます。 ア　目的要件 日常生活支援における、見守り支援、排泄支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。  イ　ポータブル翻訳機  日本人介護職員、外国人職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーションを支援するものであること。  ウ　市場的要件 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 |
| アームが動くなどの空間的な動作をしないロボットでも対象になるのか？ | 空間的な動作を伴わないものも介護ロボットとして一般的に認知されているので、一定の条件で音が鳴る・通知が送られるといった見守り支援機器も対象となります。 |
| 離床センサーの見守り支援機器はベッド内蔵型のものでも対象になるのか？ | 離床センサーと一体になったベッドは、対象になりません。 |
| ロボットはいつ買えばいいのか？ | 申請後、交付決定を通知しますので、その後に購入してください。 |

　 問合せ先：高齢健康福祉課人材確保担当

電話：671-3920　Email：kf-zinzai@city.yokohama.jp